

## 新型コロナウイルス感染症に関する海外渡航及び 海外からの受入れへの対応について(第6報)

本学の学生や教職員の海外渡航については、外務省海外安全ホームページの危険情報をもとに「海外渡航安全ガイドブック」において、レベル毎に内容を定めている。

先日通知した3月25日、3月30日、6月11日及び7月11日付の通知内容について、引き続き、当分の間、海外渡航を禁止することとし、内容等については以下のとおり定めることとする。

### 1. 海外出張・研修・留学・派遣について

#### (1) 海外出張・研修について

原則として、海外の出張・研修を禁止する。ただし、教職員については理由書を提出し、承認された場合は認めることとする。手続きは別紙のとおり。

#### (2) 海外への留学・派遣について

留学・派遣事業は実施しない。ただし、今後、外務省海外安全ホームページにおける派遣先国の危険度がレベル1以下に低下した際には、派遣先国における日本からの入国制限等の状況を踏まえ、改めて派遣の可否を判断する。

#### (3) 既に渡航している場合

現地滞在中に新型コロナウイルス感染症に関し何らかの問題等に遭遇した場合、現地の最寄りの在外公館や受入機関等の方針に従う。そのほか、大学の方針や受入機関の判断等により、海外出張・研修、留学・派遣の途中で帰国又は中止を勧告する場合がある。

なお、感染症危険情報の詳細な情報については、次のホームページで確認すること。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

#### (4) 帰国後の対応について

入管法に基づき、日本に帰国後、14日間の自宅待機をすること。なお、待機場所は、不特定多数の方との接触を避けることが可能な場所であること(共用の施設・設備を有する本学の宿舎・寮は原則として対象外)。なお、待機中は、保健管理センターの指示に従い健康観察を行うこと。

### 2. 私事渡航について

(1) 教職員の渡航は、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合にはその理由を記した理由書(様式任意)を提出すること。(やむを得ず渡航した場合には上記1(4)に準じること)

(2) 学生の渡航は、原則として禁止する。

### 3. 渡りを伴う留学生、外国人研究者の新規受入れについて

日本政府の入国拒否対象地域に指定されている国・地域から渡りを予定している学生及び外国人研究者については、新たに入国が認められるまで以下の対応とする。

#### (1) 留学生（正規生・非正規生）

①大学院所属学生については、指導教員と相談の上、以下のいずれかの選択を求める。

(i) 10月より本学に在籍させた上で、遠隔授業を提供する。

(ii) 来年度4月又は10月への入学時期の延期を認める。

(iii) 入学辞退を認める。

②学部所属学生（交換留学生）については、すべての授業を遠隔で行うことが難しいことから、10月の受入れは行わない。

#### (2) 外国人研究者

新たに入国が認められるまで受入れを延期する。又は受入れ取り消しの調整を行う。

(3) (1) 及び (2) のいずれの場合も、入国拒否対象地域に指定されている国・地域から新たに入国が認められた者を渡日させる場合、又は入国拒否対象地域以外の国・地域から渡日させる場合は、受入教員が受入部局長の了解を得るとともに、キャンパス内での二次感染を防止するため、以下の点に留意すること。

①本学教職員・学生による空港への出迎えは行わないこと。

②14日間の待機場所を手配すること（大学側での手配は行わない）。なお、待機場所は、不特定多数の方との接触を避けることが可能な場所であること（共用の施設・設備を有する本学の宿舎・寮は原則として対象外）。

③待機中は、保健管理センターの指示に従い健康観察をさせるとともに、生活面でのフォロー（食料の持ち込み、連絡ツールの設置等）を行うこと（直接の接触は禁ずる）。

#### 【連絡先】

海外出張について	(国際協力係：0675)
学生の留学・派遣・私事渡航、留学生の受入れについて	(留学生係：4052)
学生の帰国後の対応方針について【学生】	(学生生活係：0433)
教職員の私事渡航・帰国後の対応方針について【教職員】	(服務研修係：0357)
授業の取扱いについて【学部生】	品川地区 (教務係：0394) 越中島地区 (教育支援係)：7312)
授業の取扱いについて【大学院生】	品川地区 (大学院係：0395) 越中島地区 (教育支援係)：7312)